会 議 資 料

平成27年度 第2回

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議

平成27年11月12日(木)

委員名	簿														 						1
議事(1)		第	2	次	共	生	ビ	ジ	3	ン	(素	案)	 			2	•	別	₩
(2)		/ °	ブ	IJ	ツ	ク	•	コ	メ	ン	۲	の	実	施	 		 -				4

北はりま定住自立圏共生ビジョン会議(第3期)委員名簿

(平成27年度 敬称略)

				_
氏 名	政策分野	選出市町	役 職 • 所 属	
浅野良一	学識経験者	共 通	国立大学法人兵庫教育大学教授	会長
藤 田 位	医療	共 通	西脇市多可郡医師会会長	副会長
富永 なおみ	II.	西脇市	西脇小児医療を守る会代表	
好岡輝壽	教育	西脇市	(公財)西脇市文化スポーツ振興・打副理事長	
宮崎晴樹	II.	多可町	多可丁文化連盟代表理事	
齋藤 太紀雄	産業振興	西脇市	西脇商工会議所会頭	
小寺博史	11	多可町	多門商工会会長	
笹倉照暉	II.	共 通	西脇青午会議所理事長	
篠田重一	IJ.	西脇市	北はりま農産物直売が出荷者協議会会長	
安藤松子	II.	多可町	みつばグループ代表	
久保木 利明	公共交通	共 通	神姫、汉株式会社西脇営業所長	
近藤文博	観光交流	西脇市	西脇市観光協会理事	
藤井英延	II.	多可町	多可可観光交流協会会長	
村井寛子	"	共 通	NPO法人北はりま田園空間専物館理事	
齋藤周藏	地域活動	西脇市	西脇市連合区長会長	
工古田 隆夫	IJ.	多可町	多可区長会長	
中道忠憲	環境	多可町	北はりま森林組合長	

※ゴシック太字…新委員 (委嘱期間 27.9.29~28.3.31)

【オブザーバー】

片山象三	西脇市長
戸田善規	多可町長
澤田光司	兵庫県企画県民部企画財政局計町振興課企画班長
小 松 秀	兵庫県企画県民部企画財政局計町振興課職員
薮 下 隆 史	兵庫県北播磨県民局総務企画室室長補佐兼総努坊災課長
藤原正和	多可町プロジェクト推進課長
森 脇 伴 行	多可町プロジェクト推進課副課長
西川陽子	多可町プロジェクト推進課課長補佐

【事務局】

大 前 悟	西脇市都市経営部長
萩原靖久	西脇市都市経営部次世代創生課長
長井恵美	西脇市都市経営部次世代創生課課長補佐
宮田和平	西脇市都市経営部次世代創生課職員

第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン(素案)について

1 第1 共生ビジョンの概要 ~ 第2 圏域の現況

第1回会議で提示済み

2 第3 圏域の将来像

- (1) 圏域の課題と対応方策 時点修正
- (2) 将来像

第1次共生ビジョンの将来像を引き継ぎ、北はりま圏域の良さである"うるおい""やすらぎ"を前面に出しながら、住みやすい『北はりまの郷』を目指す。

"うるおい"と"やすらぎ"を感じる暮らし豊かな北はりまの郷

3 第4 具体的な取組内容

(1) 連携事業

ア 新規掲載する事業

- ・ 高齢者等の見守り事業
- ・メンタルヘルス相談事業
- ・子育て支援事業
- 上下水道基盤強化事業
- · I R 鍛冶屋線跡地道路整備促進事業
- ·移住 · 定住促進事業

6 事業

- イ 削除する事業
 - · 圏域医療連携体制推進事業 (広域定住自立圏へ)
 - ・地域医療普及啓発事業(広域定住自立圏へ)
 - · 地域医療体制推進事業 (広域定住自立圏へ)
 - ・文化・スポーツ施設相互利活用推進事業(広域定住自立圏へ)
 - · 図書館相互利用推進事業 (広域定住自立圏へ)
 - ・北播磨地場産業開発機構支援事業(広域定住自立圏へ)
 - 有害鳥獣被害防止対策事業(広域定住自立圏へ)
 - · 広域消防本部整備運営事業(広域定住自立圏へ)
 - ・ 圏域内運行バス調査研究事業 (広域定住自立圏へ)
 - ・一般県道中安田市原線バイパス整備促進事業(完了、西脇市単独事業へ)
 - 圏域観光交流連携推進事業(広域定住自立圏へ)
 - ・空き家等情報バンク制度の構築・推進(移住・定住促進事業で実施)
 - ・住民相談窓口の相互利用・共同設置の検討(広域定住自立圏へ)

13事業

(2) 具体的な取組内容 別冊 (P35~P71)

4 資料

平成23年度以降の取組経緯を追加変更後の協定書を掲載

5 協定書の変更

(1) 今後の手続き

変更協定の締結について、12月議会で提案 関係市町の議会の議決が得られれば、1月に変更協定を締結

(2) 変更の内容

ア追加

- ・福祉分野の追加(新規連携事業に対応するため)
- ・上下水道業務の追加(新規連携事業に対応するため)

イ 削除

・消防・救急業務連携の削除(北播磨広域定住自立圏へ移行するため)

ウ修正

- ・施設名、法律名及び法人名
- ・幹線道路の整備 (JR鍛冶屋線跡地道路整備促進事業に対応するため)
- ・地域内外の住民との交流(移住定住促進事業に対応するため)

第2次共生ビジョン(案)のパブリック・コメントの実施について

「第2次北はりま定住自立圏共生ビジョン(案)」に係るパブリック・コメントを 次のとおり実施します。

1 パブリック・コメントとは

自治体の基本的な政策や制度を定める条例や計画を決める際に、自治体が作成し た原案を広く住民に公表し、意見を募集し、提出された意見を参考にして最終的な 意思決定を行うことをいいます。

提出された意見については、自治体の考え方を示し、計画等への反映状況ととも に、後日公表します。

2 パブリック・コメントの流れ

第2次共生ビジョン(案)の作成・ビジョン会議での確認(11月12日)

・ビジョン会議の意見を踏まえ、原案修正 (総務省との事前協議)



原案確定・庁内合意(12月)

原案の公表・住民からの意見募集(1月中旬~2月中旬予定)

- ■公表するもの
 - 第2次共生ビジョン(案)
- ■公表方法
 - ・西脇市及び多可町のホームページへの掲載
 - ・西脇市役所次世代創生課・文書公開コーナー及び多可町プロジェクト 推進課での閲覧
- ■提出方法(原則書面による提出)
 - ・西脇市及び多可町の担当課への持参、郵送、ファックス、電子メール



提出された意見の回答作成・ビジョン案への反映(2月下旬まで)



ビジョン会議での最終確認・ビジョンの決定(3月上旬)



提出された意見・考え方を公表

- ■公表するもの
 - ・提出意見と意見に対する市の考え方・ビジョンへの反映状況
- ■公表方法
 - ・西脇市及び多可町のホームページへの掲載

3 パブリック・コメントの実施内容

実施内容を広報「にしわき」及び広報「たか」1月号と両市町ホームページに掲載します。

また、その他のパブリック・コメントの実施に当たっての留意事項は、次のとおりです。

- ・意見提出者は、圏域住民とし、在住者のほか、両市町への通勤・通学者等を対象とします。
- ・電話、来庁による口頭での意見は、原則受付しません。
- ・意見提出の文面の様式については、任意とします。
- ・郵送については、募集最終日の当日消印有効です。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。市の考え方を整理した結果を、氏名・住所など個人情報を除き、意見とともに後日両市町のホームページで公表します。
- ※上記の事項を含め、パブリック・コメントの実施手順等は、「西脇市市民意見提出手続に関する規則」の規定に従うものとします。